

藤沢市不用品等交換制度要領

(目 的)

1 この要領は、一般家庭等で不用になった物品について、一般生活用品として再利用できるものの情報を収集し、これを広く消費者に紹介し、その再利用を進め、有限な資源の有効適切なる活用を推進するとともに、物を大切にする思想の普及を図ることを目的とする。

(資 格)

2 この制度を利用できる者は、市内に居住、事業所等に在勤又は学校等に在学するものとする。

(届け出者)

3 届け出は、不用品等の譲渡（無償）を希望するものがする。

(適用品目)

4 再利用できるもので品目は、家具・電気製品・衣料品・台所用品・文具・楽器・玩具・スポーツレジャー用品・その他譲渡するにあたって特別な手続きを必要としない一般生活用品等とする。

(制度の利用)

5 この制度を利用したい者は、藤沢市消費生活センターにおいて、利用票（第1号様式）に所定の事項を記入提出する。また掲示票を見て希望するものがあれば、藤沢市消費生活センターを介して連絡先等を取得し、直接掲示者に連絡し取引きをする。

6 取引成立後発生した諸問題については、当事者間で解決するものとする。

(届け出の有効期間)

7 この掲示票の有効期間は3ヶ月とする。

(2) この制度の利用を中止しようとするとき、又は成立した場合は、藤沢市消費生活センターに申し出なければならない。

(広 報)

8 届け出された物品については、市のホームページ等に発表し、利用を呼びかけるものとする。

制 定 昭和53年1月25日

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年3月7日から施行する。